

# 定 款

一般社団法人青森県歯科衛生士会

平成31年1月21日作成

# 一般社団法人青森県歯科衛生士会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人青森県歯科衛生士会（以下「本会」という。）と称する。

### (主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

### (支部)

第3条 本会は、理事会の決議を経て必要な地に支部を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第4条 本会は、歯科衛生士の資質の向上及び倫理の高揚、並びに地域住民の口腔機能の維持増進及び歯科衛生の普及向上を図ることにより、地域社会の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 歯科衛生士の資質の向上及び倫理の高揚に関する事業
- 二 地域住民の口腔機能の維持増進に関する事業
- 三 歯科衛生の普及啓発及び広報活動に関する事業
- 四 歯科衛生の調査研究・学術に関する事業
- 五 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (会員の構成)

第6条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

一 正会員 本会の会員は、歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第3条の規定による厚生労働大臣の歯科衛生士免許を受けている者で、青森県内に居住又は勤務する者とする。

二 准会員 学生会員 歯科衛生士養成課程及び大学等の在籍者

賛助会員 本会の目的及び事業の推進に賛同する個人及び団体・企業

### (入会)

第7条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を提出し理事会の承認を受けるものとする。

2 本会は、前項の諾否を決めたときは、その旨を本人に通知するものとする。

### (会員の権利)

第8条 会員は、第4条に規定する本会の目的達成に寄与する研究又は調査の結果を本会に報告し発表することができる。

2 会員は、本会の発行する会誌、その他の印刷物の配布を受け又は購入することができる。

3 会員は、本会の事業に関し意見を述べるることができる。

### (経費の負担)

第9条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、所定の入会金、会費、及び負担金等（以下、「会費等」という。）を会員になった時及び毎年、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 会員は、氏名、住所に異動があったときは、速やかに本会に届けなければならない。

### (任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、社員総会において、正会員の半数以上

であって、総正会員数の議決権の3分の2以上の決議によって、当該会員を除名することができる。この場合、社員総会開催日から1週間前までに当該会員にその旨を通知し、かつ社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- 一 本定款、その他の規則に違反したとき。
- 二 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

#### **(会員資格の喪失)**

第12条 会員が前2条の場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- 一 当該会員が死亡したとき。
- 二 第9条に規定する会費等の納入を正当な理由なく支払期限を過ぎて、6ヶ月以上又は1年分に相当する額を支払わない場合で、催促を受けてもなお支払わないとき。
- 三 歯科衛生士免許が取り消されたとき。
- 四 総正会員の同意があったとき。

#### **(会員資格喪失に伴う権利及び義務)**

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

## **第4章 社員総会**

#### **(構成)**

第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

#### **(権限)**

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 事業計画及び収支予算の承認
- 四 事業年度の貸借対照表及び損益計算書（正味財産計算書）の承認
- 五 財産目録の承認
- 六 定款の変更
- 七 会員の入会金、会費及び負担金の額
- 八 寄付された金品の収受及び使途
- 九 解散及び残余財産の処分
- 十 理事会において総会に付議した事項
- 十一 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### **（開催）**

第 16 条 当会の社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

#### **（招集）**

第 17 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集は、開催の日の 1 週間前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面を会員に送付して行うものとする。

#### **（議長・副議長）**

第 18 条 社員総会の議長及び副議長は、その総会において出席した正会員の中から各 1 名ずつ選出する。

#### **（定足数）**

第 19 条 社員総会は、正会員の過半数の出席をもって開催することができる。

#### **（議決権）**

第 20 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

### (決議)

第 21 条 社員総会の決議は、出席正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事の選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

### (書面議決権)

第 22 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任する、又は予め通知された事項について書面をもって議決することができる。

2 前項の場合において、第 21 条の規定の適用については出席したものとみなす。

### (議事録)

第 23 条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を法令で定めるところにより作成する。

- 一 日時及び場所
- 二 出席正会員数
- 三 出席した理事及び監事の氏名
- 四 報告事項及びそれに関する質問事項
- 五 審議事項及び議決事項
- 六 議事の経過の概要及びその結果

- 七 その他法令で定められた事項
- 2 社員総会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。
- 3 議事録は、代表理事が管理し、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

## 第5章 役員及び顧問

### (役員を設置)

第24条 本会に次の役員を置く。

- 一 理事 10名以上15名以内
- 二 監事 2名以内
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 代表理事をもって会長とし、業務執行理事のうち2名を副会長、1名を専務理事とする。

### (役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

### (理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、職務を執行、統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐する。
- 5 会長に事故があったとき又は欠けたときは、理事会が予め決めた順位により理事がその業務執行に係る職務を代行する。

### (監事の職務と権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の

状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めたときは、意見を述べなければならない。ただし、表決に加わることはできない。

#### (役員任期)

第28条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行う権利義務を有する。

#### (役員解任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議により解任することができる。

- 2 前項の規定により監事を解任しようとする場合には、総社員の半数以上であって、総社員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (役員報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (顧問)

第31条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労があった者のうちから、総会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、本会の会議に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。
- 4 顧問の任期は、その委嘱した会長の在任期間とする。
- 5 顧問の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

### (責任の免除)

第 32 条 役員は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該役員が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる役員（役員であった者を含む。）の損害賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

## 第 6 章 理事会

### (構成)

第 33 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 四 その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第 35 条 理事会は、事業年度内に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上開催しなければならない。

### (招集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集は、開催日の 1 週間前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を記載し、各理事及び監事に通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意

があるときは、この限りではない。

**(議長)**

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

**(決議)**

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

**(議事録)**

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印する。ただし、会長が不在の場合は、当該理事会に出席した理事全員及び監事が記名押印する。
- 3 議事録は、会長が管理し、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

**(事業年度)**

第 40 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日に終わる。

**(資産の構成)**

第 41 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 会費及び入会金
- 二 負担金
- 三 寄付金品
- 四 前年度からの繰越金
- 五 資産から生ずる収入

六 事業に伴う収入

七 その他の収入

#### (事業計画及び収支予算)

第 42 条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、直近の社員総会に報告するものとする。

これを変更する場合も同様とする。

- 2 第 1 項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

#### (事業報告及び決算)

第 43 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第一号及び第二号の書類についてはその内容を報告し、第三号から第六号までの書類について承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 貸借対照表

四 損益計算書（正味財産増減計算書）

五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

六 財産目録

- 2 前項の書類のほか、主たる事務所には、監査報告を 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を備え置くものとする。

#### (剰余金の分配の禁止)

第 44 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第 45 条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

#### (解散)

第 46 条 本会は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の 3 分の 2 以上の決議、その他法令で定められた事由により解散することができる。

2 本会が解散したときは、遅滞なく認可行政庁に届け出なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第 47 条 本会が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 委員会

#### (委員会)

第 48 条 本会は、事業の円滑な遂行を図るために、理事会の決議により、必要な委員会を設置することができる。

2 委員会の種類、任務及び運営に関しては、理事会の決議を経て別に定める。

## 第 10 章 事務局

#### (設置等)

第 49 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、法令の定めるところにより次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

一 定款

二 会員名簿

三 理事及び監事の名簿

四 認可、許可等及び登記に関する書類

- 五 理事会及び社員総会の議事に関する書類
  - 六 監査報告書
  - 七 その他法令で定める帳簿及び書類
- 3 事務局の構成、職務その他必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第 1 1 章 情報公開及び個人情報保護

### (情報公開)

第 50 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (個人情報の保護)

第 51 条 本会は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (公告の方法)

第 52 条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 1 2 章 補 則

### (委任)

第 53 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第 1 3 章 附 則

### (最初の事業年度)

第 54 条 本会の最初の事業年度は、本会の成立の日から 2020 年 3 月 31 日までとする。

#### (設立時役員任期)

第 55 条 本会の設立時理事及び設立時監事の任期は、第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、設立後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

#### (設立当初の事業計画)

第 56 条 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は第 42 条第 1 項にかかわらず設立総会の定めるところとする。

#### (設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 57 条 本会の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

青森県八戸市大字白銀町字佐部長根 2 4 番地 6 0 1

石田菜穂子

青森県三沢市春日台 4 丁目 1 5 4 番地 8 0 8 号 F 1 5 - B

天間財子

青森県弘前市大字松木平字松元 1 7 6 番地

相馬美智子

青森県青森市堤町 2 丁目 1 5 番 5 号

齊藤桂

#### (設立時役員)

第 58 条 本会の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

#### (法令の準拠)

第 59 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従うものとする。

以上のとおり、一般社団法人青森県歯科衛生士会設立のため、設立時社員石田菜穂子ほか 3 名の定款作成代理人である司法書士沢田亀吉は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成 31 年 1 月 21 日

青森県八戸市大字白銀町字佐部長根 2 4 番地 6 0 1

設立時社員 石 田 菜 穂 子

青森県三沢市春日台 4 丁目 1 5 4 番地 8 0 8 号 F 1 5 - B

設立時社員 天 間 財 子

青森県弘前市大字松木平字松元 1 7 6 番地

設立時社員 相 馬 美 智 子

青森県青森市堤町 2 丁目 1 5 番 5 号

設立時社員 齊 藤 桂

上記設立時社員石田菜穂子ほか 3 名の定款作成代理人

青森市新町二丁目 8 番 2 6 号

司法書士 沢田 亀吉